

## 付録2 統一マレー人国民組織規約

著者	東川 繁
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	426
雑誌名	ASEAN諸国の政党政治
ページ	255-268
発行年	1993
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00013327">http://hdl.handle.net/2344/00013327</a>

## 2. 統一マレー人国民組織規約

(1988年10月28日臨時総会採択)

### 1 条 〔名称〕

本組織は、「統一マレー人国民組織」(United Malays National Organization=UMNO)と称する。

### 2 条 〔標語〕

UMNOの標語は、「統一」「忠誠」「奉仕」である。

### 3 条 〔基本原則と目的〕

UMNOは、マレー人の理想を支持し、民族 (bangsa)・宗教・国家の尊厳と地位を永遠のものとするために闘う政党である。

- 1 項 国家の独立と主権を守る。
- 2 項 連邦憲法・州憲法・立憲君主制を支持し、これを守る。
- 3 項 国教であるイスラム教を確立、維持、発展させるとともに、信教自由の原則を尊重する。
- 4 項 議会制民主主義を実践することによって人権と社会的公正を守るとともに、マレーシア人特にマレー人・ブミプトラの経済を発展させる。
- 5 項 唯一の公用語としての国語 (マレー語) の地位およびマレー文化を基底とする国民文化を保証する。
- 6 項 基本的人権とマレー人・ブミプトラの特権に基礎をおく、堅固かつ統一的なマレーシア人を生み出すための種族 (kaum) 間の協力を築き上げる。

**4 条**〔党員資格〕

- 1 項 党の構成員は次の2種類とする。
  1. 普通党員
  2. 党友会
- 2 項 普通党員は、18歳以上のマレー人およびブミプトラであるマレーシア国民とする。
- 3 項 党友会は、最高会議で決定された規約を承諾し、党に協力することに同意する政治組織とする。
- 4 項 党員の申請は、支部および区部委員会を經由して提出し、最高会議あるいはその代理人の承諾を得なければならない。
- 5 項 最高会議は、申請書式・登録料・党費を決定する権限を有する。

**5 条**〔党員の責任と権利〕

- 1 項 各党員は、次の責任を有する。
  1. 党の基本方針を掌握し、その実践に努めること。
  2. 集会に参加し、党活動の一端を担うこと。
  3. 党事業を実践し、党の指示と規律を守ること。
  4. 総選挙において党の候補者を支持すること。
  5. 大衆に奉仕すること。
  6. 国家の敵対者に対し、挑戦を厭わないこと。
- 2 項 本綱領の条項に従い、各党員は意見表明・表決・選挙・被選挙の権利を有するとともに、党内の一つの役職に就任することができる。しかし、その表決権は何人にも委譲することができない。
- 3 項 本綱領中の条項に従った党費納入を行わない党員は、5条2項に述べた諸権利を当該年度に関して喪失する。懲罰または除名審議中の党員は、その党員としての権利を剥奪されない。
- 4 項 本綱領中の他の条項によらなければ、いかなる党員も一定の役職に就くために立候補することはできない。また、既に選出あるいは任

命されている場合は、もし組織内の役職に就くことが法律によって禁止されているのであれば、直ちにその職を辞さなければならない。

- 5項 各党員は次の権利を持たない。
1. 一つを越える支部に所属すること。
  2. 最高会議の書面による同意を得ずに、一つを越える支部あるいは区部の委員長、副委員長ないしは委員会の委員になること。
  3. ~ 8. [その他の兼職禁止規定等] 一略一

## 6条 [総会]

- 1項 総会は党の最高権力であり、党の運営は本綱領および党規定に従った総会の権限および命令に基づくものとする。
- 2項 年次総会は、最高会議が決定する任意の時期に、年1回開催されなければならない。但し、前回の総会開催日から18カ月以上を経過してはならない。
- 3項 総会の役割は次の通りである。
1. 党の基本事項を決定すること。
  2. 最高会議の活動状況について検討すること。
  3. 7条3項および4項に従い、最高会議の構成員を選出すること。
  4. 議長・副議長を選出し、会計監査人を任命すること（以上各々任期3年）。
- 4項 年次総会の構成員は次の通り。
1. 最高会議構成員。
  2. 年次区部代議委員会によって選出された代表。党費納入済の党員500人につき1人とする。ただし、これら代表者の人数は1区部につき10人を越えてはならない。委員会が機能を停止している区部については、当該区部が円滑に代議委員会を開催することが可能であれば、この中に含める。
  3. 区部代議委員会を既に開催し、本綱領中の規定に従った党費の納入を

終了している区部の委員長あるいは委員会の代表。最高会議の代議員となった区部委員長は、別の者を任命することができる。

4. 各運動部会議で選出された、30人以内の青年運動部代表および同じく30人以内の婦人運動部代表。
- 5項 臨時総会は、次の3要件の一つを満たした時には開催されなければならない。
  1. 総裁からの要求があった場合。
  2. 最高会議構成員の3分の2以上の書面による開催要求があった場合。
  3. 全区部が同一の問題に関して臨時代議員会を既に開催しており、なおかつそれら区部の少なくとも2分の1以上から書面による開催要求があった時。
- 6項 [事務総長の総会招集義務]      -略-

## 7条 [最高会議]

- 1項 最高会議は総会の権限と指示の下で党関係行政を執行する機関であり、総会閉会中にはこれに代わって職務を執行する。ただし、執り行った職務についてはすべて総会に報告しなければならない。
- 2項 最高会議は次の者で構成される。
  1. 総裁
  2. 副総裁
  3. 青年運動部長および婦人運動部長を含む5人の総裁代理
  4. 事務総長
  5. 会計部長
  6. 情報部長
  7. 総会で選出された25人以内の者
  8. 総裁に任命された7人以内の者
- 3項 総裁および副総裁は、3年ごとに選出されなければならない。区部代議員会に推薦された総裁候補者および副総裁候補者には10票が与

えられ、各区部から獲得した総票数が総会で獲得した票と合計される。

- 4項 総裁代理3人および最高会議代議員25人は、総会で3年ごとに選出しなければならない。
- 5項 最高会議構成員となるために立候補しようとする者は、12条5項4の規定に従い、少なくとも2つの区部代議員会によって指名されなければならない。
- 6項 青年運動部長、婦人運動部長、事務総長、会計部長、情報部長は総裁が指名し、解任による場合以外は3年間その職を務める。
- 7項 党役員は次の者よりなる。
  1. 総裁
  2. 副総裁
  3. 総裁代理5人
  4. 事務総長
  5. 会計部長
  6. 情報部長
- 8項 最高会議役員の職務は次の通り。
  1. 総裁
    - ①最高指導者となり、党の運営に責任を持つこと。
    - ②青年運動部長・同副部長、婦人運動部長・同副部長、事務総長、会計部長、情報部長、州・連邦特別区連絡部議長および同副議長を任命すること。
  2. 副総裁
    - ①総裁の職務を補佐すること。
    - ②総裁不在の場合に最高会議を主宰すること。
  3. 総裁代理
    - ①総裁の職務を補佐すること。
    - ②総裁および副総裁不在の場合に最高会議を主宰すること。

## 4. 事務総長

- ①総裁に対し責任を負うこと。
- ②最高会議および総会の運営に責任を持つこと。
- ③党の1年間の活動と進歩の状況に関し最高会議に年次報告を行うこと。

## 5. 会計部長　　—略—

## 6. 青年運動部長および婦人運動部長　　—略—

## 7. 情報部長　　—略—

## 9項～15項　〔最高会議の人事および会議運営に関する規定〕　　—略—

**8条**〔最高会議の責任〕

- 1項 党の目的と合致する政治的事項およびその他の事項につき、他の党内集団と共にこれを遂行すること。
- 2項 支部および区部を経由し、23条2項および24条1項に従って払い込まれた年間党費を受領すること。また、23条2項および23条3項に従った党費の支払日を決定すること。
- 3項 国会議員および州議会議員の選挙の候補者を選出すること。関係する州の連絡部議長との事前協議を要する。
- 4項 1966年団体法が要求するすべての要件を満たしていること。
- 5項 年次報告書および会計監査人が審査し適当と認められた年次会計報告書を、総会の討議に付すこと。
- 6項 総会開催日の少なくとも7日前までに、区部に対し年次報告書および年次会計報告書を送付しておくこと。
- 7項 党員資格を停止あるいは剥奪すること。
- 8項 団体登録局の許可に基づいて連絡部、区部および支部を設立し、これを運営すること。また、これらおよび(あるいは)その委員会の機能を停止させまた解散することができる。機能停止または解散させた組織の再建および(あるいは)委員会の選出をなすこともできる。

- 9 項 最高会議構成員の3分の2の賛成により、党費の徴収が23条1項および2項を満たしていないことが判明した総会出席区部代議員を拒絶する権利を持つこと。
- 10 項 連絡部、区部および支部の委員を、理由の如何にかかわらず解任すること。
- 11 項 広報担当官を任命すること。
- 12 項 支出を決定し、小切手の裏書人を委任し、資金の保管場所を確定すること。
- 13 項 管財人を任命および解任すること。
- 14 項 区部代議員会の開催日を決定すること。また、13条2項にかかわらず、区部委員選出のための区部代議員会開催を決定する権限を持つ。
- 15 項 党内各段階における役職の選出を管理・統制するための選考委員会、およびその他の小委員会の設立規則を定めること。
- 16 項 上に述べた以外にも、党運営の円滑化のための活動を行うこと。

#### 9 条 [事務総長事務局]

事務総長事務局即ち, Tingkat 8, Menara Dato' Onn Komplek UMNO, Jalan Tun Ismail Kuala Lumpur が登記上の事務所となる。また、最高会議が決定し団体登録局が許可した任意の場所に設置することができる。

#### 10 条 [連絡部]

- 1 項 最高会議は、各州および連邦特別区に連絡部を設置することができる。
- 2 項 連絡部の構成員は次の通り。
  1. 議長
  2. 副議長
  3. 事務局長
  4. 会計部長



5. 情報部長
6. 上記10条2項1～5のいずれの役職にもない区部の委員長。
7. 青年運動部長および婦人運動部長が任命した、州および連邦特別区  
の青年運動部長および婦人運動部長各々2名。

3項～11項〔連絡部の人事および会議運営に関する規定〕　　—略—

12項 連絡部役員の職務は次の通り。

1. 議長～5. 情報部長　　—略—

13項 連絡部の責任、権限、義務は次の通り。

1. 州および連邦特別区内の各区部の運営の組織化と調整を行うこと。
2. 州および連邦特別区内の各党員集団から、党への代表を選出すること。
3. 支出を決定し、小切手の裏書人を委任し、資金の保管場所を確定すること。
4. 管財人を任命および解任すること。
5. 1966年団体会法が要求するすべての要件を満たしていること。
6. 最高会議の要求に従い、区部および支部内に生じた諸問題の解決を図ること。
7. 年次報告書および会計監査人が審査し適当と認められた年次会計報告書を、最高会議の討議に付すこと。

#### 11条〔連絡部事務局〕

連絡部事務局は、当該州の党務の中心地、ないしは州連絡部が決定し団体登録局が認可した場所に設置しなければならない。

#### 12条〔区部〕

- 1項 最高会議は、国会議員の選挙区ごとに区部を設ける権限を有する。
- 2項 党綱領および党集会規約に従い、区部の運営は区部代議員会の権限と命令に基づくものとする。

3項 区部代議員会は、総会開催以前に年1回開催されなければならない。  
日程は最高会議が決定する。

4項 区部代議員会は次の者で構成される。

1. 区部委員会委員
2. ~ 5. [その他の構成員] —略—

5項 区部代議員会の職務は次の通り。

1. 13条2項に従い、区部委員会委員を選出すること。
2. 総会への区部代表を選出すること。区部外の代表および選出後交代した代表は無効である。
3. 総会で提案すべき党の基本問題について議論すること。
4. 最高会議代議員の候補者を指名すること。
5. 26条2項に従い、議長、副議長および2人の会計監査人を選出すること。

6項~8項 [臨時区部代議員会] —略—

### 13条 [区部委員会]

1項 区部委員会は次の者で構成される。

1. 委員長
2. 副委員長
3. 青年運動部長および婦人運動部長を含む委員長代理3人
4. 事務局長
5. 会計部長
6. 情報部長
7. 区部代議員会が選出した15人以内の者。
8. 委員長が任命した5人以内の者。

2項~10項 [区部の人事および会議運営に関する規定] —略—

11項 区部役員および区部委員会の職務は次の通り。

1. 委員長~6. 情報部長 —略—

12項 区部委員会の責任、権限および義務は次の通り。

1. 都市評議会、地方評議会の議員となる党代表を決定すること。
2. 支部の諸問題への取組を監視し、調整すること。
3. 年次報告書および会計監査人が適当と認めた年次会計報告書を区部代議員会の討議に付すこと。
4. 各支部より払い込まれた年間党費を受領すること。
5. 区部代議員会で討議された区部年次報告書および会計報告書を事務局総局に送付すること。
6. 支部委員会と協議し、支部大会の開催日を決定すること。
7. 1966年団体法が要求するすべての要件を満たしていること。
8. 区部委員会委員の3分の2の賛成により、党員の党費支払が23条1項および2項を満たしていないことが判明した支部の代議員を拒絶する権利を持つこと。
9. 最高会議および支部と協力し、支部大会への出席権を有する党員の名簿を作成すること。
10. 支出を決定し、小切手の裏書人を委任し、資金の保管場所を確定すること。
11. 管財人を任命および解任すること。

#### 14条 〔区部委員会事務局〕

区部事務局は、区部委員会が決定し、団体登録局が許可した場所に設置することができる。

#### 15条 〔支部〕

- 1項 最高会議は、事前に関係区部委員会に諮り協議したうえで、支部の設立・機能停止・廃止を行う権限を持つ。
- 2項 13条12項の6に基づき、支部は、区部代議員会開催日前14日以内に年1回支部大会を開催しなければならない。所属総党員の2分の1

以上の書面による請求ががあれば、臨時支部大会を開催しなければならない。委員会が臨時支部大会を14日以内に招集しない場合は、支部委員会がこれを招集しなければならない。

- 3項 支部大会の任務は、次の通り。
1. 区部代議員会に提出する党の基本事項について討議すること。
  2. 支部委員会の業務を点検すること。
  3. 住民福祉のための業務計画を作成すること。
  4. 16条2項に規定された委員会委員を選出すること。
  5. 26条2項に従い、議長、副議長および2人の会計監査人を選出すること。
  6. 区部代議員会への代表を選出すること。支部大会外で選出された代表および選出後の交替は無効である。
  7. 支部委員会委員の候補者を指名すること。

#### 16条 〔支部委員会〕

- 1項 支部委員会は次の者で構成される。
1. 委員長
  2. 副委員長
  3. 事務局長
  4. 会計部長
  5. 青年運動部長および婦人運動部長
  6. 情報部長
  7. 大会で選出された10人以内の者
  8. 支部委員長が任命した3人以内の者
- 2項～10項 〔支部の人事および会議運営に関する規定〕 一略一
- 11項 支部役員の職務は次の通り。
1. 委員長～5. 情報部長 一略一
- 12項 支部委員会の職務は次の通り。

1. 最高会議および区部委員会が決定した党の指示を実行すること。
2. 党員集団内に、友誼と自助の精神を植え付けること。
3. 党員が支払う年会費を受領すること。
4. 区部委員会経由で最高会議に提出される党員加盟申請を詳細に検討すること。
5. 年次報告書および会計監査人が審査し適当と認められた年次会計報告書を、支部大会の討議に付すこと。
6. 1966年団体法が要求する条件をすべて満たすこと。
7. 支部大会開催日の少なくとも7日前までに、党員に対し会計報告書を送付しておくこと。
8. 党員の除名および資格停止に関する件を、区部を経由して最高会議に諮ること。
9. 支出を決定し、小切手の裏書人を委任し、資金の保管場所を確定すること。
10. 管財人を任命および解任すること。

#### 17条〔支部事務局〕

支部事務局は、支部委員会が決定し、団体登録局が認可した場所に設置することができる。

#### 18条〔規律〕

- 1 項 最高会議は、規律委員会を設立しその規則と権限を定めることができる。
- 2 項 課された罰則に不服の者は、最高会議に提訴することができる。
- 3 項 党則に充分に従わずに党あるいは党員の権利に関する事項を裁判所に持ち込んだ者は、党員資格を自動的に剥奪される。

**19条** 〔青年および婦人運動〕

青年および婦人運動は党のすべての段階において認められ、最高会議はそのための規約を定める権限を持つ。

**20条** 〔党記章および党紋章〕 一略一

**21条** 〔党旗〕 一略一

**22条** 〔財源〕

1項 党の財政は次のものから成り立つ。

1. 登録料および党費
2. 寄附金
3. 最高会議の同意を得たその他の財源

2項 党の会計年度は、1月1日から12月31日までである。

3項 支部、区部および連絡部の事務局長事務局は、会計監査人が審査し  
適当と認めた年次会計報告書を事務総長事務局に送付しなければならない。

**23条** 〔党費〕 一略一

**24条** 〔党資金の保管および利用の方法〕 一略一

**25条** 〔動産および不動産〕 一略一

**26条** 〔会計監査〕 一略一

**27条** 〔大会規則〕 一略一

**28条**〔綱領改正〕

- 1 項 本綱領またはその一部は、臨時総会出席者の3分の2を下回らない賛成を得ることによって改正あるいは廃止することができる。また、本綱領改正決定の日から28日以内に団体登録局に提出しなければならない。
- 2 項 最高会議が提出した綱領改正案は、総会開催の14日以前に事務総局に対し書面によって提出することを条件として、臨時総会が採択することができる。

**29条**〔暫定的党管理権〕 —略—

**30条**〔発起委員会〕 —略—

**31条**〔解釈〕

本綱領あるいは総会規則の解釈に関して齟齬が生じた場合は、最高会議が与える解釈を最終的なものとする。

以上

\* [ ] は訳者補注。